東京弁護士会市民会議 2008年11月4日臘

議題:1 被疑者国選弁護制度等の実現拡大について 2 国選被害者参加弁護十制度について



長友 貴樹 委員

(調布市長)



多摩地区における法律事務 所,弁護士の数が少ない。弁護 士過疎といってもいい。ぜひ弁 護士の人数を拡充してほしい。 被疑者国選弁護制度は積極的 に周知していくしかないだろ う。被疑者の権利も重要だが.

被害者の権利もしっかり見直してバランスのとれた 議論をしてほしい。

被害者が参加することによって公判中や公判後 に再び犯罪に巻き込まれるのではないかとの危惧を 抱くだろう。被害者が安心して参加できることを担 保しないと積極的に参加しないと思う。

小賀野 晶一 委員

(千葉大学大学院専門法務研究科教授)



被疑者段階から弁護人が付 くことがあまりない現状におい て、被疑者国選弁護制度はこ れまで対象外とされていた者に 光をあてていくものであり、有 意義な制度であると思う。ま た, 少年事件についても, 付添

人費用がやや高めに設定されているが、短期間で 集中的に稼働しなければならないことを考えると納 得できる。

被害者参加制度については、裁判官の心証に影 響を与えることが考えられ、このことをどのように 評価するかという問題もあるが、被害者の気持ち を少しでも安らかにしたいという深い意味があり、 この点にこの制度の意義があるといえる。

古智 伸明 委員

(日本労働組合総連合会事務局長)



被疑者国選弁護制度は基本 的人権の擁護の視点から非常 に重要な制度であり、今後も制 度の拡大実現に努力してほし い。しかし、想定件数などを考 えると弁護士が十分に対応でき るのか。また、弁護士の使命感

を尊重するとしても規定された費用で弁護士が満 足しているのか、本音を聞いてみたい。

被害者が刑事訴訟に参加する被害者参加制度に ついては、犯罪被害者からの要望でもあり、この制 度の定着に向けて、関係者のさらなる努力を期待 したい。

岡田 ヒロミ 委員

(消費生活専門相談員)



消費者センターにも被疑者国 選弁護制度について問い合わせ が入る。市民にとって何か困っ たことがあったら消費者センタ - に連絡する、という意味で消 費者センターは市民にとって身 近な存在である。相談員も制度

について理解していれば弁護士会に誘導できるの で、ぜひ消費者センターにチラシなどを置いて広報 活動に努めてほしい。

被害者参加制度に関して解決する問題は少なくないが、被害者の思いが通じた結果と思う。今まで参加できなかったことが問題である。

阿部 一正 委員

((株)日鉄技術情報センター代表取締役社長)



最近、ある人が逮捕された時 に当番弁護士が付いていかなか ったという話を聞いたことがあ る。警察が当番弁護士制度が あることを知らせない以上、被 疑者に対して当番弁護士の存 在が伝わらない。このような事

例から推察すると,これから始まる被疑者国選弁 護制度は積極的に周知していく必要があろう。

被害者参加制度について、裁判官が被害者の参加を許可しない場合に、被害者から不服を言えないとすれば、被害者の「権利」とは言いにくいのではないか。

藤森 研副議長

(朝日新聞編集委員)



当番弁護士制度は弁護士が 率先して始め、非常に大きなインパクトがあった。弁護士のイメージアップにもつながっていると思う。この制度が発展し、 被疑者国選弁護制度もできた。 弁護人の確保といった人的問 題があるが、全国的にこの制度が広がることこそ正 義であろう。

被害者の公判参加とは別の問題だが、その置かれた立場に関し、被害者が受ける二次被害、マスコミの問題が話題にされる。被害者が立ち直ろうという矢先に、事件と関係のないプライバシーをマスコミに掲載された、傷つけられた、といった被害者の声がある。こうした問題についても考えていかなければならないと思っている。

紙谷 雅子議長

(学習院大学法学部教授)



弁護士会は被疑者国選弁護制度の実現に向けて一生懸命体制を整えつつあるようだ。しかし、被疑者の請求がないと国選弁護人が付かないとなると、被疑者やその家族がこの制度を予め理解している必要があるの

で、積極的に周知させていってほしい。また、職業 としての弁護士が信頼される重要な制度であり、ぜ ひ第3段階実現を目指してほしい。

被害者参加制度に対しては、被害者は意見を述べたいために参加するのだろうが、検察官の見解と対立する意見表明はできるのか、という疑問がある。また、有罪・無罪が決まらないうちに被害者が参加することで無罪推定の原則に何らかの影響が出るのではないか。この制度の一番難しいところと思う。